

金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の
敷地の位置について

建築基準法第51条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地目	地番	地積 (㎡)	摘 要
					主要用途（処理能力）
クリーンライフ(株) 中間処理場	金沢市 田上本町 舘町 銚子町	テ2番2 他43筆 ハ3番3 他2筆 ヘ4番2	雑種地 他	25,317	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕施設（廃プラスチック類） 新設 （12.3t/日，8時間稼動） ・破砕施設（がれき類） 既設 （960t/日，8時間稼動） ・破砕施設（木くず） 既設 （181.01t/日，8時間稼動）

理 由

クリーンライフ（株）中間処理場は、平成6年2月より当該敷地においてがれき類の中間処理（破砕・選別）を開始し、現在は廃プラスチック類・がれき類・木くず等を行う産業廃棄物中間処理場となっている。

今回、廃プラスチック類の破砕機の新設により施設の機能充実を図り、環境負荷の低減に寄与するものである。

当施設は、都市計画区域内の市街化調整区域に位置し、周辺環境に対する対処、関係町内会への説明会の実施等、関係機関との調整が終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第51条ただし書きの規定により敷地の位置について付議するものである。

位置図

金沢市における特殊建築物(産業廃棄物中間処理施設)の敷地の位置について



